

第	号	相続人代表者指定（変更）届		
		令和 年 月 日		
七ヶ宿町長 殿		相続人 (届出人)	印	
		電話番号		
		電話番号(携帯)		
<p>被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。</p> <p>また相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法第343条第2項にいう現に所有している者(納税義務者の代表)とすることをあわせて申し出ます。</p>				
相続人の代表者 <small>(書類を受領する代表者について記載してください)</small>	ふりがな			
	氏名 (名称)			
	住(居)所 所在地	〒		
	生年月日	年 月 日		
被相続人 <small>(亡くなられた方について記載してください)</small>	氏名			
	死亡時の 住(居)所			
	死亡年月日	年 月 日		
相続人 <small>(相続される方について記載してください)</small>	氏名(名称)	被相続人との続柄	住(居)所(所在地)	相続分
摘 要	還付金等は下記口座に振り込み下さるようお願いします。 _____銀行・信金・農協 _____支店・支所 普通・当座 預金 口座番号 _____ 口座名義人 _____			

✚ 相続人の代表者になられる方へ

➤ 相続人代表者指定届けとは

固定資産(土地、家屋)を所有されている方が亡くなられた場合、被相続人(亡くなられた方)の町税等納税通知書の送付にあたり、**被相続人に係る徴収金の賦課徴収及び還付に関する書類を受領して頂く代表者**を、相続人の中から選出し、税務課へ申告をお願いします。あくまでも相続人の代表者であり、最終的に決定される相続人と同一人である必要はありません。なお、この届を提出された後、12月末日までに相続登記を行った場合は登記が優先されます。

◆この届出は登記とは関係ありませんので、所有権移転をされる方は別途相続の登記手続きをおこなう必要があります。

◎被相続人(亡くなられた方)が口座振替を利用されていた場合は、口座の利用が出来なくなりますので、引き続き口座振替を希望される方は、新たに手続きをお願いします。

相続人代表者指定届確認フロー図(被相続人(亡くなられた方)の資産所有等)

